

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態

宣言

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態措置

対象区域：愛知県全域

現行期間：8月27日から9月12日まで・17日間

延長期間：9月13日から9月30日まで・18日間

「愛知県緊急事態措置」の対策

県民	①不要不急の行動の自粛	特に人出の半減を目指して外出を自粛
	②県をまたぐ不要不急の移動自粛	特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	4人まででマスク会食
事業者	⑤飲食店等に対する休業要請又は営業時間短縮等の要請	休業要請:酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 時短要請:上記以外の飲食店に20時まで
	⑥飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ	営業時間短縮要請:20時まで 大規模商業施設等に対する入場者の整理等の要請
	⑦業種別ガイドラインの遵守等	高齢者施設での対策徹底
	⑧テレワークの徹底等	出勤者数7割削減目標
	⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑩屋外照明の夜間消灯	防犯対策に必要なもの等を除き消灯
その他	⑪イベントの開催制限等	50%+5,000人以下・21時まで
	⑫行事等での対策	不要不急の旅行は中止・延期
	⑬学校等での対応	部活動は校内のみ、公式戦への参加は慎重に
県	○宿泊療養施設の順次開設、ワクチン接種の促進	○あいスタ認証店に感染防止資機材を配布

I. 県民の皆様へのごお願い

① 不要不急の行動の自粛

- 日中も含め不要不急の外出自粛を徹底
- 特に人出の半減を目指して混雑した場所への外出自粛
- 20時以降の外出を自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店や、休業要請又は営業時間の短縮の要請に応じない飲食店の利用自粛
- 路上・公園等における集団での飲酒などは自粛

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- 不要不急の移動自粛
- 特に緊急事態措置・まん延防止等重点措置の区域

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 感染リスクの高い施設を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人まででマスク会食
- 三密は避け、
必要な外出は短時間で



Ⅱ. 事業者の皆様へのおお願い

⑤-1 飲食店等に対する休業要請・営業時間短縮等の要請

地 域	愛知県全域		
現行期間	8月27日（金）～9月12日（日）		
延長期間	9月13日（月）～9月30日（木）		
対象施設 要請内容	【飲食店】 飲食店、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスは除く）	酒類提供又は カラオケ設備を 提供する場合	休業要請
	【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生 法の飲食店営業許可を受けている施設 （飲食業の許可を受けていないカラオケ 店を含む。）	酒類提供かつ カラオケ設備を 提供しない場合	時短要請 （5時～20時）

インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、休業要請・営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理や酒類提供・カラオケ設備使用は自粛を要請。

⑤-2 休業要請・時短要請に係る協力金

対象エリア

愛知県全域

現行期間

8/27～9/12（17日間）

延長期間

9/13～9/30（18日間）

協力金

（1店舗1日あたり）

【飲食店等】

○中小企業

売上高に応じて4万円～10万円

○大企業

愛知県全域：売上高減少額の4割（最大20万円）

【カラオケ店※】 一律2万円

※飲食業の許可を受けていない店舗（床面積1,000㎡以下）が休業要請に応じた場合

主な
支給要件

●休業要請又は時短要請に応じた場合に協力金を支給

①業種別ガイドラインを遵守

②「ニューあいちスタダード（あいスタ）」の認証を受け、
認証ステッカーを掲示

又は

安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示

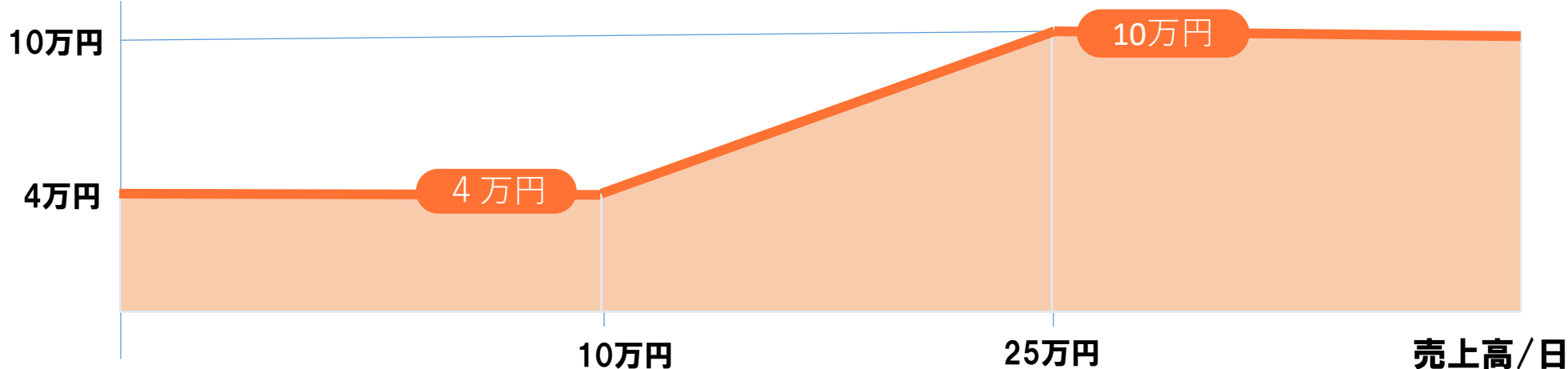
③酒類及びカラオケ設備の提供の取り止め（酒類の持込みを含む）

⑤-3 休業要請・時短要請に係る協力金

[中小企業] 1店舗・1日あたり(売上高は前年度または前々年度の売上高を用いる)

売上高/日 およその年売上高	～10万円 ～4,000万円	10万円～25万円 4,000万円～1億円	25万円～ 1億円～
協力金の額 (店舗・日)	4 万円	4万円～10万円 (1日あたり売上高の40%)	10 万円

協力金/店舗・日



[大企業] 1店舗・1日あたり (売上高減少額は、今年度と前年度または前々年度の売上高と比較)

売上高減少額の4割 (最大20万円)

※中小企業においてもこの方式を選択可

⑥-1 飲食店等以外の営業時間短縮等の要請及び働きかけ

期間

現行:8月27日(金)~9月12日(日)・17日間

延長:9月13日(月)~9月30日(木)・18日間

主な対象施設	主な要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5000人かつ収容率50%以内 ・5時から21時までの時短要請 ※イベント開催以外の場合は、 1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
展示場、貸会議室、文化会館 等	<ul style="list-style-type: none"> ※映画館については、 1000㎡超 : 5時から21時までの時短要請 1000㎡以下 : 5時から21時までの時短働きかけ
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5000人かつ収容率50%以内 ・1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 ・1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ ※イベント開催の場合は5時から21時までの時短要請
体育館、スケート場、水泳場、 スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	
博物館、美術館、科学館 等	
マージャン店、パチンコ屋 等	
個室ビデオ店、射的場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 ・1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
スーパー銭湯、ネイルサロン 等	
大規模小売店、ショッピングセン ター、百貨店、家電量販店 等	<ul style="list-style-type: none"> ・1000㎡超 : 5時から20時までの時短要請 ※入場者の整理等(整理・誘導、人数管理・人数制限等)の要請 ・1000㎡以下 : 5時から20時までの時短働きかけ
スーパー、コンビニ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の徹底

⑥-2 大規模施設等に対する協力金

期 間	現行：8/27～9/12（17日間）※緊急事態措置期間 延長：9/13～9/30（18日間）	
地 域	愛知県内全域	
協 力 金	大規模施設	テナント・出店者
対 象 事業者	特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請を行った1,000㎡超の施設を運営する事業者 例)百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借等することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等（飲食店等の協力金交付者は除く）
1日あたりの支給額	自己利用部分面積 1,000㎡毎に20万円/日に 「短縮した時間／本来の営業時間」を 乗じた額 ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり	店舗等面積 100㎡毎に2万円/日に 「短縮した時間／本来の営業時間」 を乗じた額

⑦ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの遵守、徹底
- 高齢者を守る8つのポイントを徹底

⑧ テレワークの徹底等

- 出勤者数7割削減目指す休暇取得の促進、
テレワーク徹底等
- 20時以降の勤務抑制

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の「居場所の切替わり」に注意

⑩ 屋外照明の夜間消灯

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

事業者における開催制限

内容

人数上限**50%+5,000人以下**

その他

- 開催時間：**21時まで**
- イベント前後の**飲食自粛**周知
- 酒類提供の自粛・エリア内の行動管理**
- 参加者は**人との距離確保等**
自覚を持って感染防止対策を徹底

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底
- 不要不急の旅行等の原則中止・延期

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 時差通学、分散登校の積極的な検討
- オンラインによる学習支援
- 部活動は校内のみ、公式戦等への参加は慎重に
- 修学旅行等の校外行事は、中止又は延期



IV. 県の取組

- **新たな宿泊療養施設を順次開設**
- **自宅療養者等に対する速やかな医療体制の確保**
- **市町村の集団接種・個別接種、県の大規模集団接種、企業の職域接種等によりワクチン接種を促進**
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及**
- **あいスタ認証店にはCO²モニター等の感染防止対策に必要な資機材を配布**
- **大規模商業施設における入場者の整理などの感染防止対策を確認**

